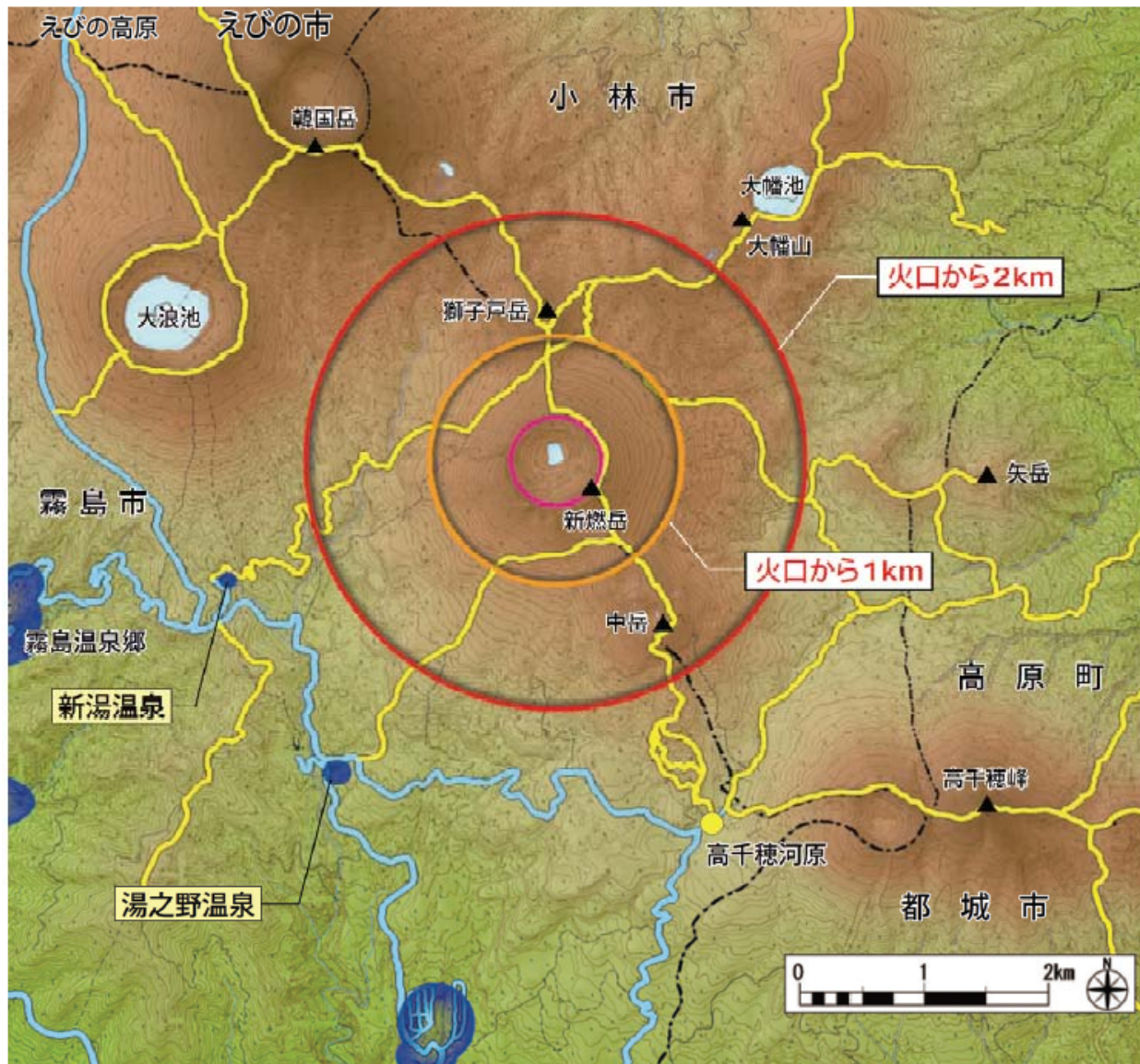


# 霧島山（新燃岳） 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



- レベル5(避難): 危険な居住地域からの避難
- レベル4(避難準備): 警戒が必要な居住地域での避難準備。要援護者は避難等。
- レベル3(入山規制): 火口から概ね 2km 以内立入禁止。○の範囲内
  - \* 新湯、湯之野、高千穂河原の縦走の各登山口、大幡山山頂、韓国岳山頂からの登山禁止
- レベル2(火口周辺規制): 火口から概ね 1km 以内の立入禁止。○の範囲内
  - \* 新湯登山道、湯之野登山口、中岳山頂、獅子戸岳山頂、大幡山～新燃岳・獅子戸岳鞍部への登山道分岐の立入り禁止
- レベル1(平常): 火口内及び火口の西側登山道の立入規制等

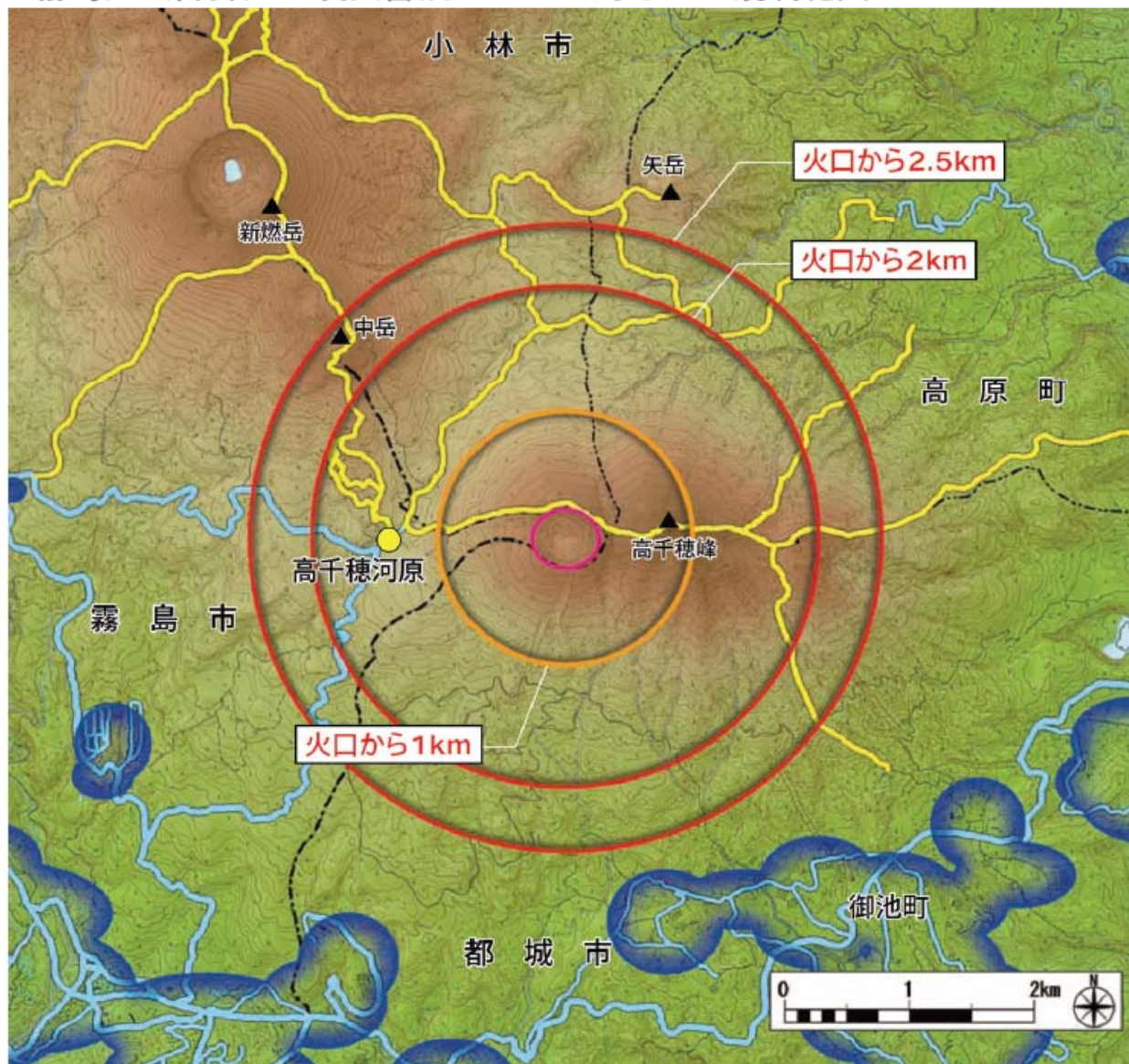
- : 一般道
- : 登山道
- : 新燃岳火口
- : 居住区域

■この図は、霧島火山防災検討委員会による噴火予測図をもとに、地元自治体と調整して作成しています。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎県、小林市、えびの市、高原町、都城市、鹿児島県、霧島市にお問い合わせください。

この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地図画像、数値地図50mメッシュ(標高)およびカシミール3Dを使用して作成しています。

## 霧島山（御鉢） 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地図画像、数値地図50mメッシュ(標高)およびカシミール3Dを使用して作成しています。

レベル5(避難):危険な居住地域からの避難

レベル4(避難準備):警戒が必要な居住地域での避難準備。要援護者は避難等。

レベル3(入山規制):火口から概ね2~2.5km以内立入禁止

- ・活動初期及び活動期は概ね2.5km以内立入禁止

- ・活動安定期は概ね2km以内立入禁止。

○の範囲内

レベル2(火口周辺規制):火口から概ね1km以内の立入禁止。

○の範囲内

\*高千穂河原まで、火口から約1.2km

レベル1(平常):火口内及び南側登山道の立入規制等。

■ :一般道

■ :登山道

○ :御鉢火口

○ :居住区域

■この図は、霧島火山防災検討委員会による噴火予測図をもとに、地元自治体と調整して作成しています。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎県、都城市、高原町、小林市、鹿児島県、霧島市にお問い合わせください。